

第6次佐賀県廃棄物処理計画

～人・社会・自然が結び合う生活 さが～

令和8年〇月



目 次

第1章 計画の基本的事項

1	計画の位置付け	1
2	計画期間	1
3	計画の対象とする廃棄物	1

第2章 現状と課題

1	一般廃棄物	3
2	産業廃棄物	7
3	不適正処理	10

第3章 目標

1	一般廃棄物	11
2	産業廃棄物	13

第4章 施策の展開

1	まなぶ	15
2	つながる	17
3	ささえる	20

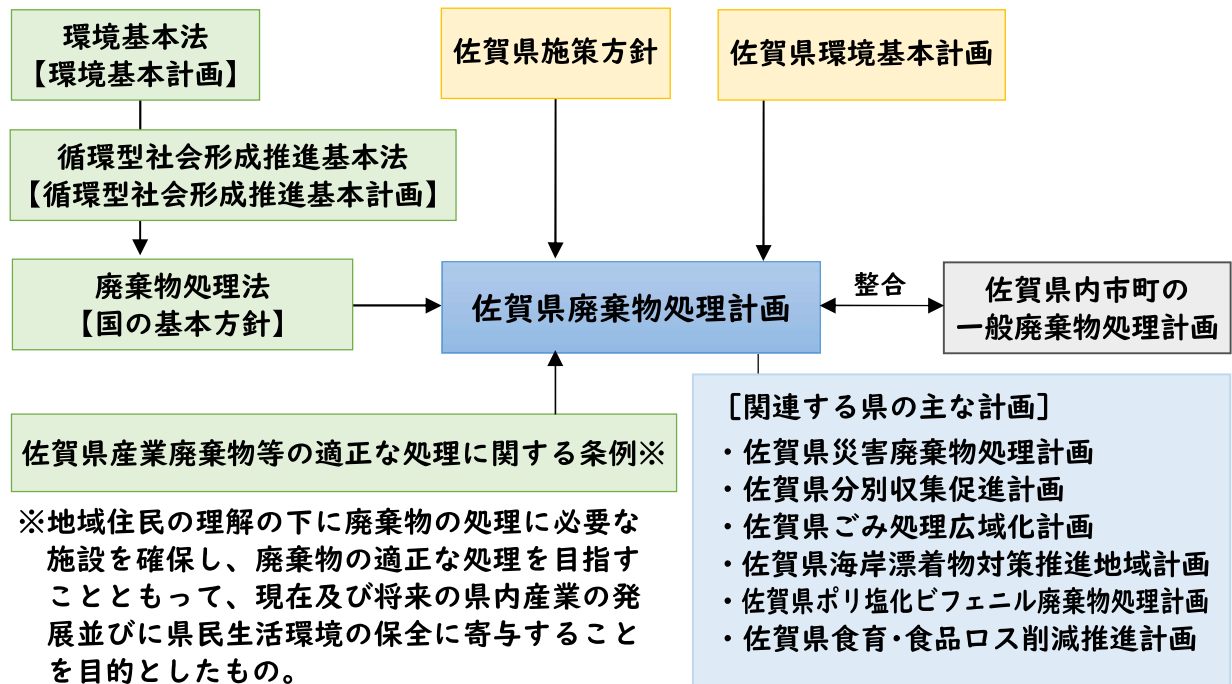
第5章 計画の推進

1	関係者の役割	23
2	進行管理	24

第Ⅰ章 計画の基本的事項

Ⅰ 計画の位置付け

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）に即して定める法定計画

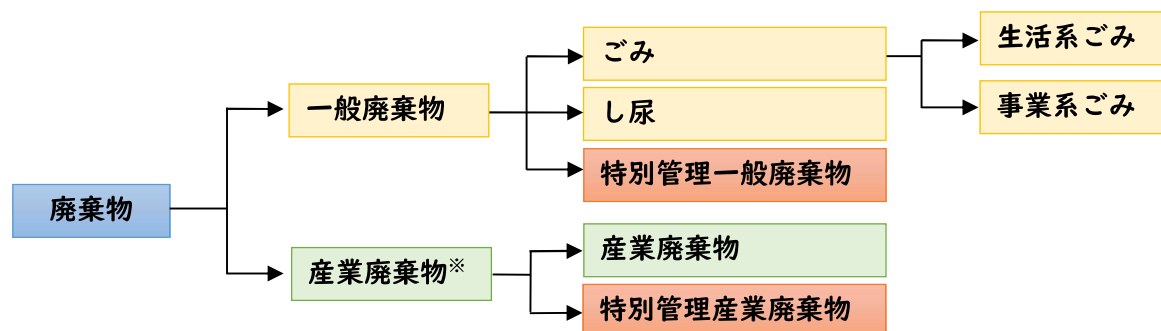


2 計画期間

・5年間（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）

3 計画の対象とする廃棄物

・廃棄物処理法及び同法施行令に規定する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む）、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）



※事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める20種類

(参考) 関係法令抜粋

◆廃棄物処理法第5条の5

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

- 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

◆廃棄物処理法施行規則第1条の2の2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、次の事項を定めること。
 - イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状
 - ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分その他その適正な処理に関する目標
 - ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置
- ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。
 - イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項
 - ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。
 - イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策
 - ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項
- 五 非常災害時における法第五条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項には、次の事項を定めること。
 - イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
 - ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

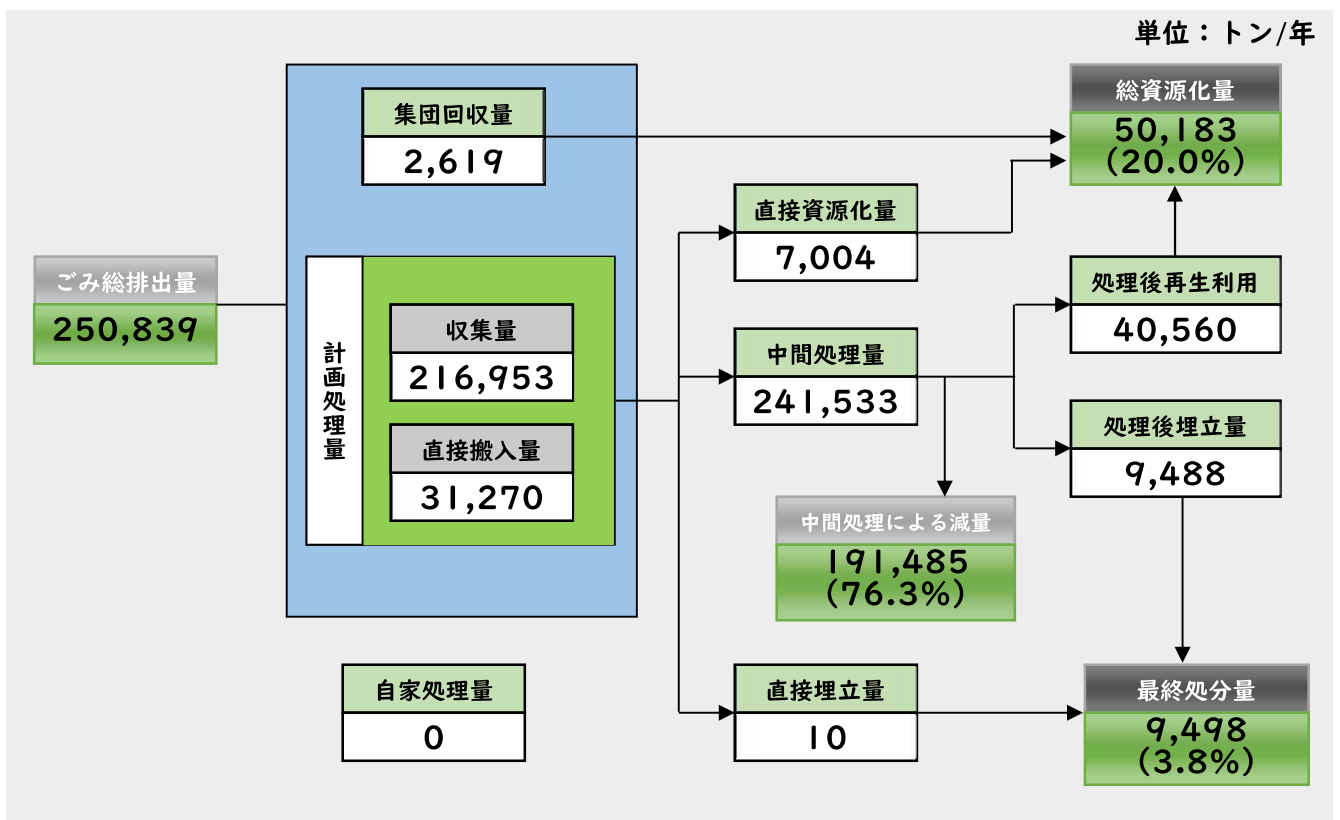
第2章 現状と課題

I 一般廃棄物

(1) ごみ

令和5年度のごみ総排出量は251千トン、一人1日当たりのごみ排出量は856グラム、リサイクル率は20.0%、最終処分量は9.5千トン
 (平成30年度との比較) 総排出量 ▲18千トン (▲6.7%)、一人1日当たりー33グラム (▲3.7%)、
 リサイクル率 ▲0.1%、最終処分量 ▲0.4千トン (▲4.0%)

①ごみ処理フロー (令和5 (2023) 年度)



※集団回収量：市町による用具の貸出、補助金の交付等で市町に登録された住民団体によって回収された量

※計画処理量：市町の計画処理区域内における処理対象ごみ量（収集量＋直接搬入量）

※自家処理量：家庭等で自ら処理したごみ量（家庭用生ごみ処理機での堆肥化など）

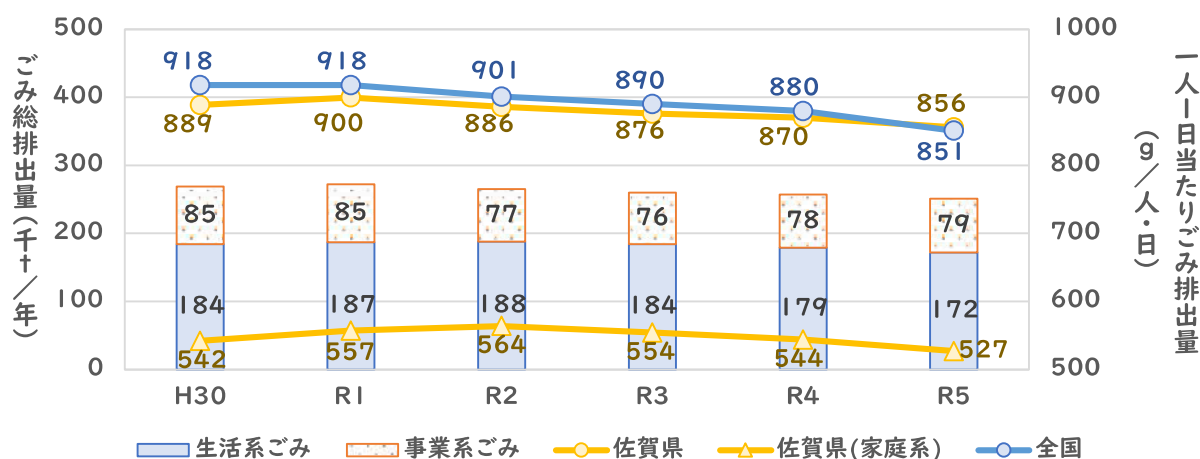
※直接資源化量：市町の資源化施設（粗大ごみ処理施設、堆肥化施設など）を経ずに、再生業者などで資源化した量

※（ ）内は、排出量に対する割合

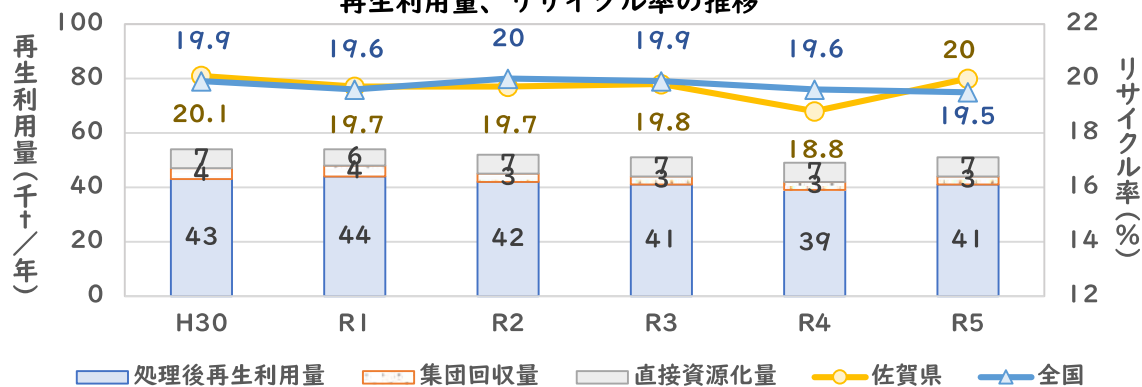
※四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります

②ごみの排出量、再生利用量、最終処分量の推移

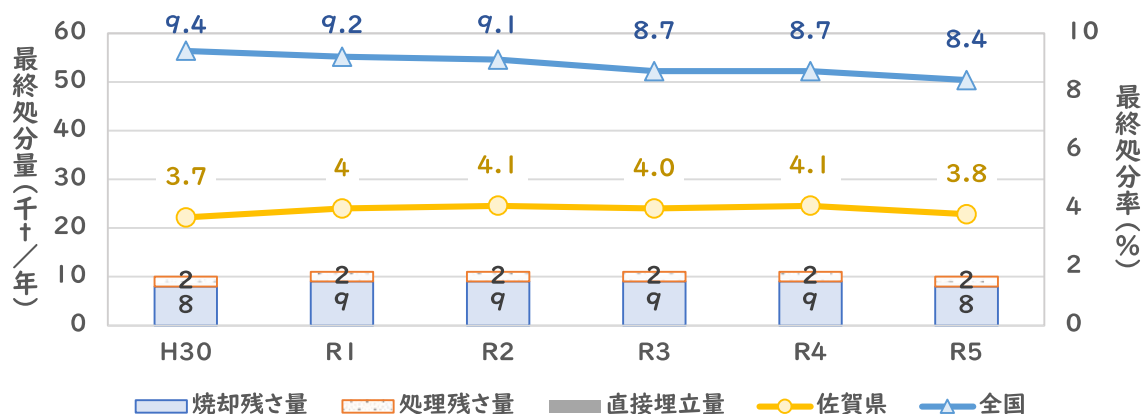
ごみ総排出量、一人１日当たりごみ排出量の推移



再生利用量、リサイクル率の推移



最終処分量、最終処分率の推移



※ごみ総排出量：家庭及び事業所等から排出されたごみの総量（計画処理量＋集団回収量）

※一人１日当たりのごみ排出量：ごみ総排出量／人口／365日

※一人１日当たりの家庭系ごみ排出量：一人１日当たりのごみ排出量から、資源ごみを除いたもの

※再生利用量（総資源化量）：直接資源化量、集団回収量及び処理後再生利用量の合計

※リサイクル率：再生利用量／ごみ総排出量×100

※最終処分率：最終処分量／計画処理量×100

※四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります

③課題

ア 排出抑制、減量化、リサイクルの推進

- ・令和5年度の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は527グラムであり、全国平均(475グラム)より多い

※ 家庭系ごみ排出量：家庭から排出されるごみのうち、資源ごみを除いたもの

- ・リサイクル率は、全国平均と同程度であり近年横ばいが継続。
- ・最終処分率は全国平均よりよいが、横ばいが継続。

イ ごみの回収や処理施設の整備

- ・リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵製品の安全な回収及び処理
- ・市町が設置するごみ処理施設では、一部の焼却炉の老朽化が進行

ウ 災害廃棄物の迅速な処理

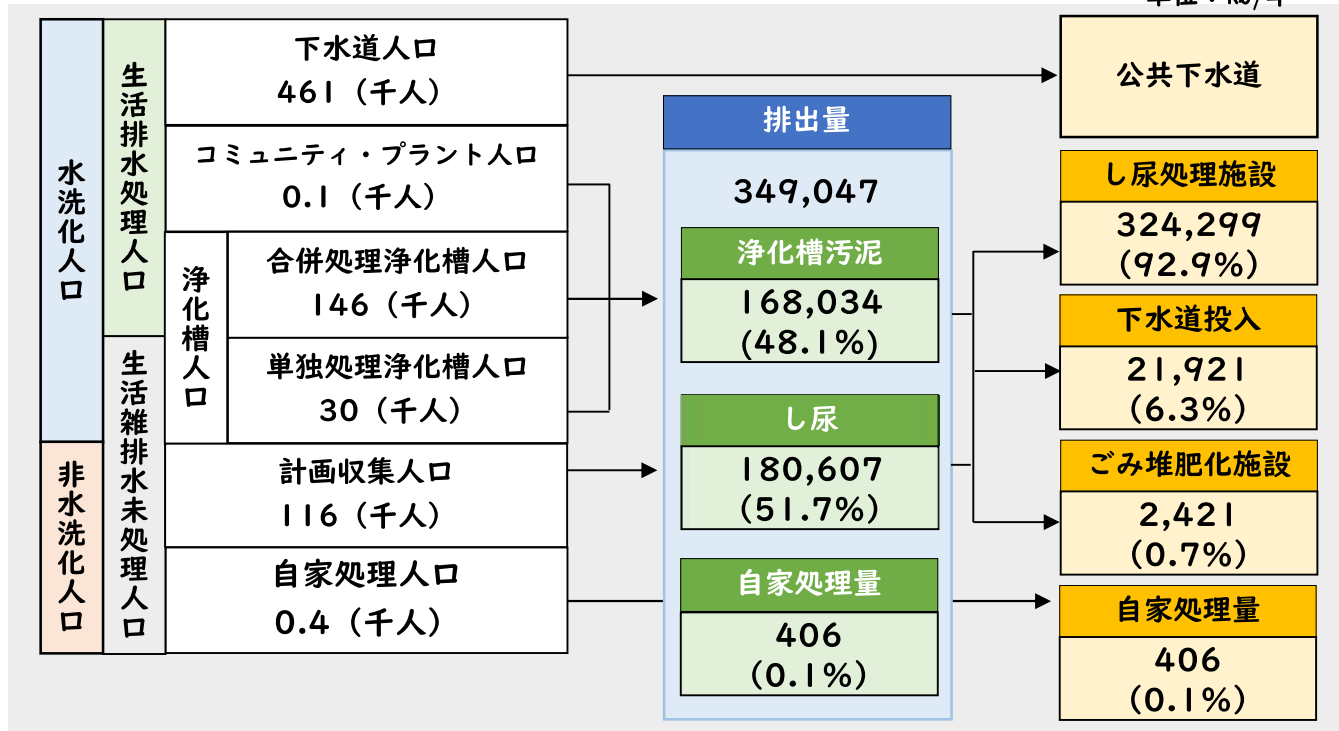
- ・市町における災害廃棄物処理計画の適切な見直し
- ・仮置き場候補地の選定など、短期間に多種類・大量の廃棄物が発生することに備えた市町及び一部事務組合（以下、「市町等」という。）における体制整備

(2) し尿

- ・令和5年度のし尿等排出量 349 千klのうち、し尿処理施設での処理は 324 千kl(92.9%)
- ・し尿処理施設の老朽化が進む中、水洗化率は 85.5% (水洗化人口 685 千人) であり、全国 (96.3%) と比べ低い水準

①し尿処理状況 (令和5 (2023) 年度)

単位: kl/年



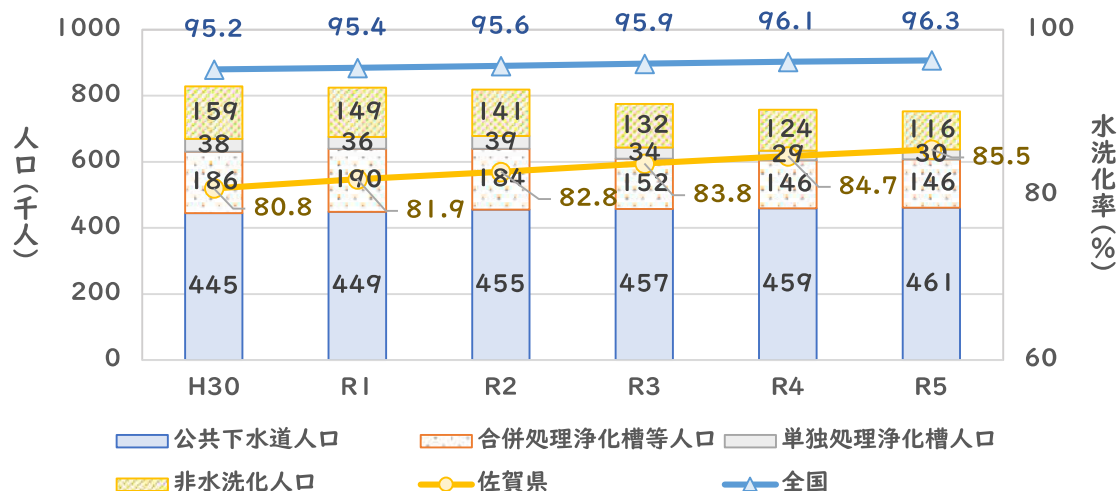
※コミュニティ・プラント：市町が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を合わせて処理する施設

※下水道投入は前処理後

※()内は、排出量に対する割合

※四捨五入をしているため合計が合わないことがあります

②水洗化人口の推移



③課題

- ・し尿処理施設（9施設）では、一部の施設の老朽化が進行
- ・災害時における処理体制の確保

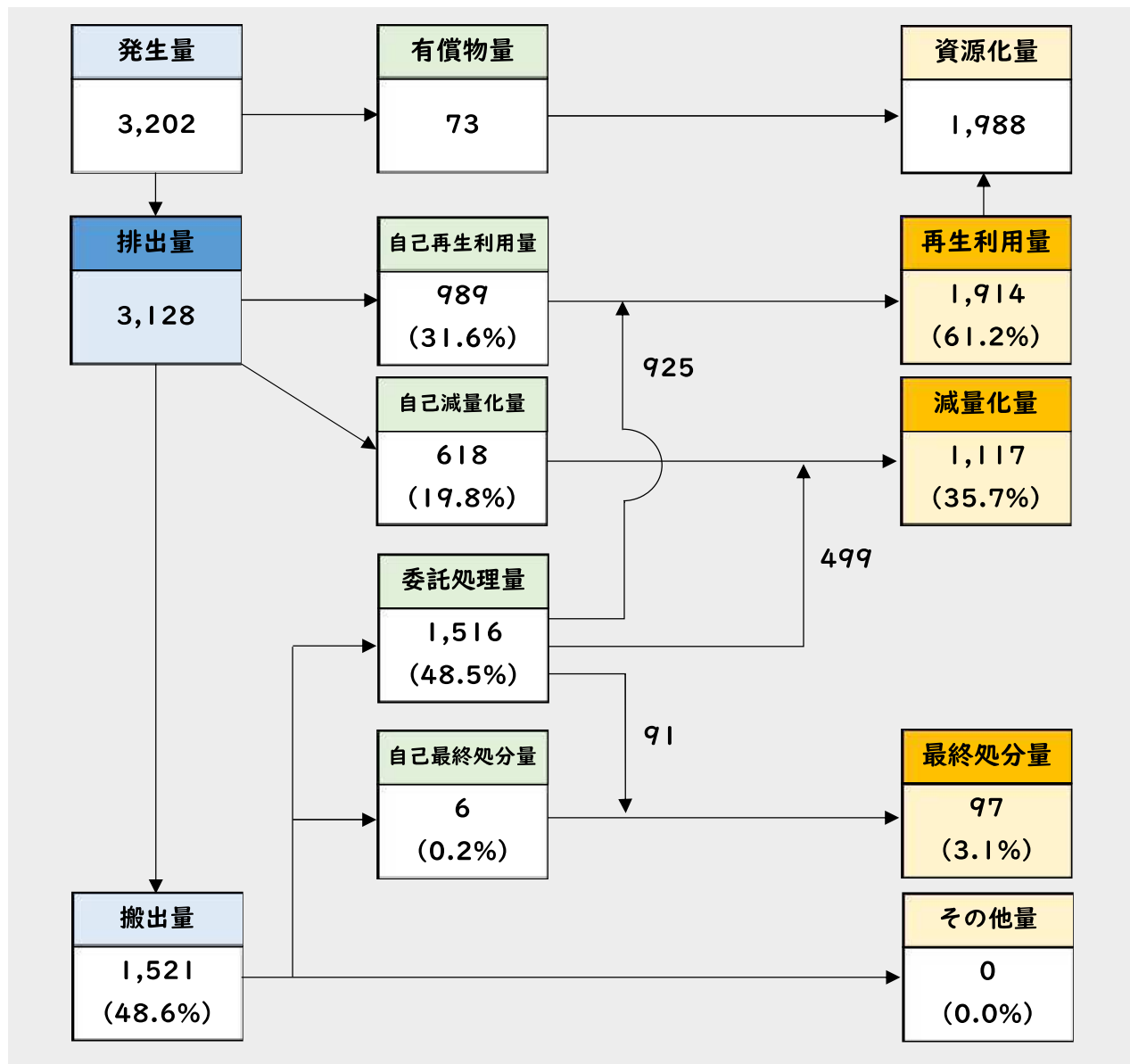
2 産業廃棄物

令和5年度の産業廃棄物の排出量は3,128千トン、リサイクル率は61.2%、最終処分量は97千トン

(平成30年度との比較) 排出量 +357千トン (+12.9%)、リサイクル率 +9.1%
最終処分量 +34千トン (+54.0%)

(1) 産業廃棄物の発生、処理状況 (令和5 (2023) 年度)

単位: 千トン/年



※有償物量：発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量

※搬出量：委託処理量、その他量及び自己最終処分量の合計

※減量化量：中間処理により減量された量

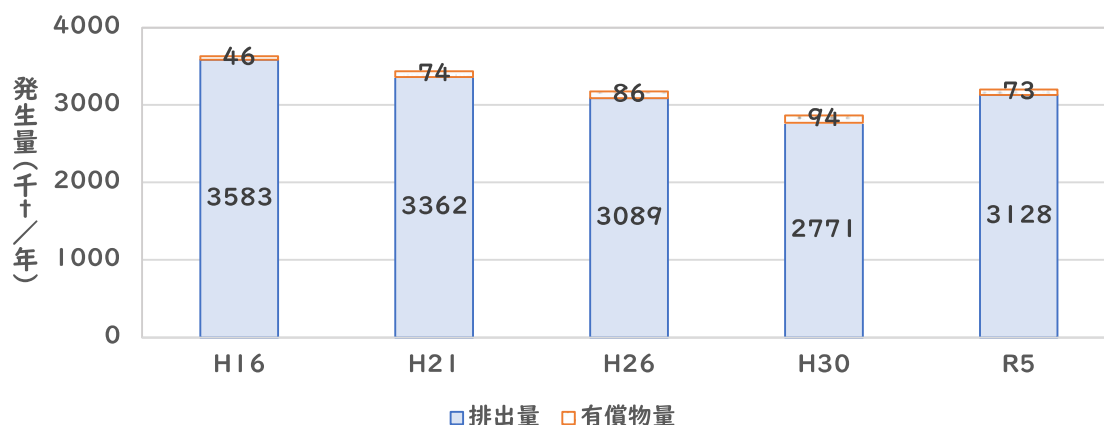
※その他量：事業場内等に保管されている量等

※()内は、排出量に対する割合

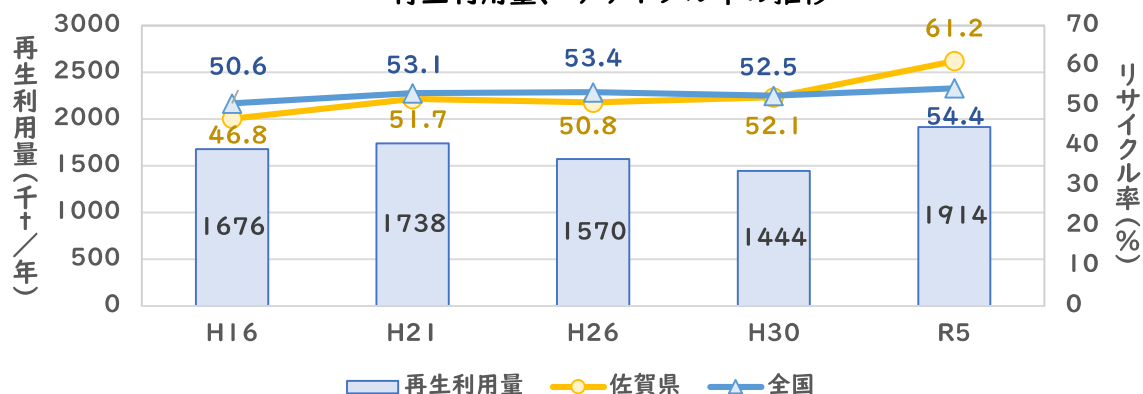
※四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります

(2) 産業廃棄物の発生量、再生利用量、最終処分量の推移

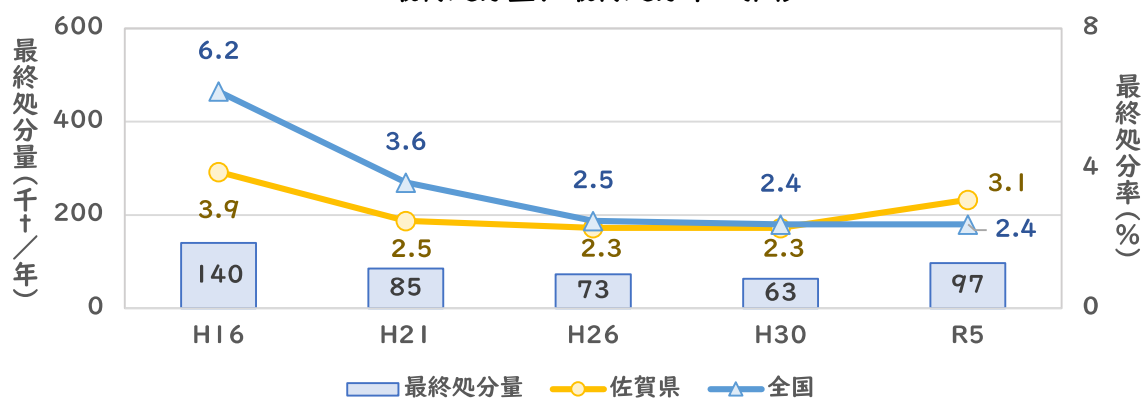
発生量の推移



再生利用量、リサイクル率の推移



最終処分量、最終処分率の推移



※リサイクル率：再生利用量／産業廃棄物の排出量×100

※最終処分率：最終処分量／産業廃棄物の排出量×100

※四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります

(3) 課題

① 最終処分量の抑制

- ・最終処分量が、平成 30 年以降増加傾向

②健全な産業廃棄物処理業者の育成

- ・優良産廃処理業者認定制度の推進

優良産廃処理業者認定制度とは、

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度

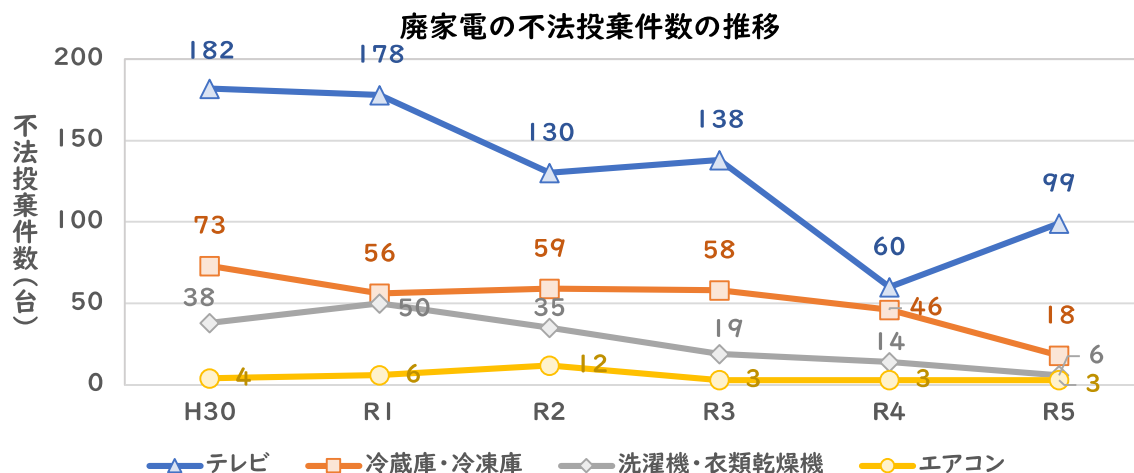
③産業廃棄物の適正処理

- ・国の新たな法律（プラスチック資源循環促進法、再資源事業等高度化法）、太陽光パネルリサイクル促進に向けた法制化の動きへの対応

3 不適正処理（不法投棄）

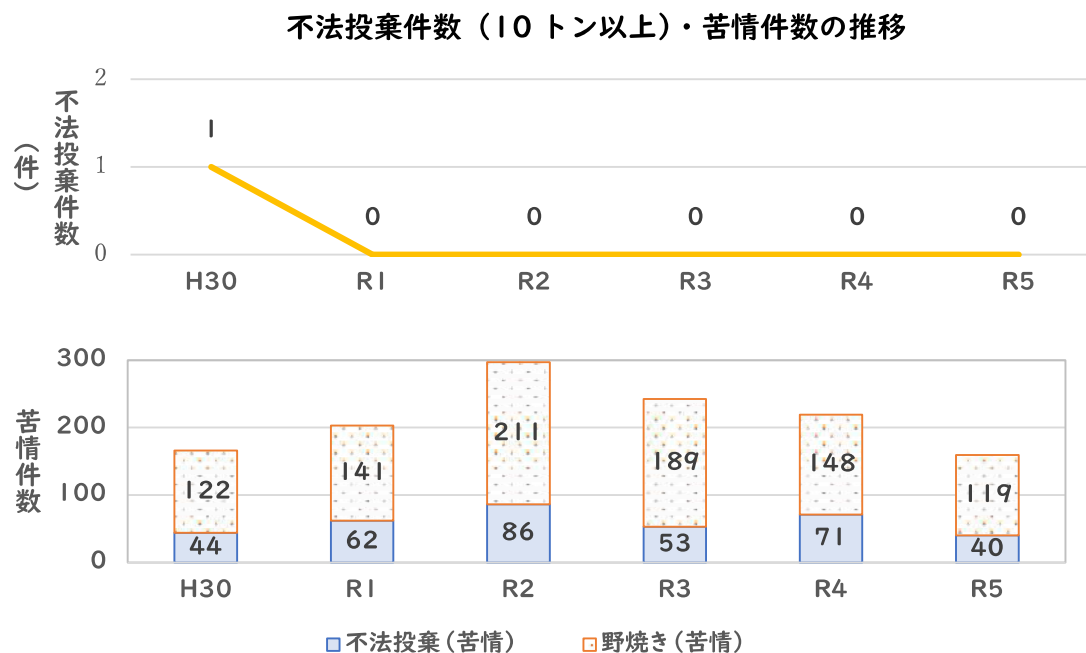
- ・廃家電（一般廃棄物）の不法投棄数は減少傾向
- ・産業廃棄物の不法投棄は、10トン以上の重大事案は少ないが、小規模な不法投棄や野焼きは依然として多く発生

（1）一般廃棄物



※出典：環境省調査（市区町村における廃家電4品目の不法投棄回収台数調査）

（2）産業廃棄物



（3）課題

- ・小規模な不法投棄や野焼きは依然として多く発生
- ・不法投棄等が環境に与える影響について県民に対するさらなる啓発が必要

第3章 目標

I 一般廃棄物

令和12年度の目標はごみ排出量228千トン、リサイクル率26.0%、最終処分量9千トン（令和5年度実績との比較）排出量 ▲23千トン、リサイクル率 +6%、最終処分量▲1千トン

（1）一般廃棄物の将来推計（令和12年度）

①将来推計の方法

・人口や、ごみの排出量、処理量、処分量は、市町からの回答をベースに県で算出

②将来推計値

ごみの排出、処理及び処分の将来推計

区分	令和5年度 実績値	令和12年度 予測値	増減率 (%)
総人口（人）	800,631	759,237	▲ 5.2
ごみ総排出量（トン）	250,839	241,050	▲3.9
総資源化量（トン）	50,183	45,489	▲ 9.4
中間処理による減量（トン）	191,485	185,760	▲3.0
最終処分量（トン）	9,498	9,801	3.2
自家処理量（トン）	0	0	0
一人1日当たりごみ排出量（グラム）	856	870	1.6

し尿等の排出、処理及び処分の将来推計

単位：kℓ

区分	令和5年度 実績値	令和12年度 予測値	増減率 (%)
排出量	349,047	281,908	▲ 19.2
し尿	180,607	108,476	▲ 39.9
浄化槽汚泥	168,034	173,169	3.1
自家処理量	406	263	▲ 35.2
処理量	349,047	281,908	▲ 19.2
し尿処理施設	324,299	237,236	▲ 26.8
ごみ堆肥化施設	2,421	3,744	54.6
下水道投入	21,921	40,405	84.3
農地還元	—	250	—
自家処理量	406	263	▲ 35.2

※増減率：予測値と実績値の差に対する実績値の割合

※四捨五入をしているため合計が合わないことがあります。

(2) 一般廃棄物の目標（令和 12 年度）

① 前計画の達成状況（中間評価）

ごみの減量化目標の達成状況（中間評価）

区分	平成 30 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 7 年度 目標値
ごみ総排出量（千トン）	269	251	249
リサイクル率（％）	20.1	20.0	22.1
最終処分量（千トン）	10	10	10
一人 1 日当たりごみ排出量（グラム）	889	856	848
一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（グラム）	542	527	500

② 目標値

国の方針を踏まえ目標値を設定する。

ごみの減量化目標（令和 12 年度）

区分	令和 5 年度 実績値	令和 12 年度 予測値	令和 12 年度 目標値
排出量（千トン）	251	241	228
リサイクル率（％）	20.0	18.9	26.0
最終処分量（千トン）	10	10	9
一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（グラム）	527	544	508
一人 1 日当たりごみ焼却量（グラム）	697	715	599

※家庭系ごみ排出量 = 生活系ごみ - 集団回収量 - 資源ごみ量

【参考】国の基本方針

一般廃棄物	令和 4 年度 全国実績値	国の基本方針 (令和 12 年度目標)	削減目標 (％)
排出量（千トン）	約 40,344	約 37,000	▲9
リサイクル率（％）	約 20	約 26	6
最終処分量（千トン）	約 3,374	約 3,200	▲5
一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（グラム）	約 496	約 478	▲3.6
一人 1 日当たりごみ焼却量（グラム）	約 679	約 580	▲14

2 産業廃棄物

令和 12 年度の目標は排出量 3,159 千トン、リサイクル率 61.8%、最終処分量を 87 千トン

(令和 5 年度実績との比較) 排出量+31 千トン、リサイクル率+0.6%、最終処分量▲10 千トン

(1) 産業廃棄物の将来推計 (令和 12 年度)

① 将来推計の方法

- ・産業廃棄物の発生量 …… 令和 6 年度産業廃棄物実態調査で得られた発生原単位に、令和 12 年度における業種ごとの各種活動量指標値(建設業：元請完成工事高、製造業：製造品出荷額等、病院：病床数)を乗じて算出
- ・産業廃棄物の処理、処分 …… 排出事業者、処理業者において、これまでどおり減量及びリサイクルが行われることを前提に推計

② 将来推計値

単位：千トン

区分	令和 5 年度 実績値	令和 12 年度 予測値	増減率
排出量	3,128	3,216	2.8%
再生利用量	1,914	1,989	3.9%
減量化量	1,117	1,126	0.8%
最終処分量	97	101	4.1%
その他量	0	0	0%

※増減率：予測値と実績値の差に対する実績値の割合

※四捨五入をしているため合計が合わないことがあります。

(2) 産業廃棄物の目標 (令和 12 年度)

① 前計画の達成状況 (中間評価)

産業廃棄物の減量化目標の達成状況 (中間評価)

区分	平成 30 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 7 年度 目標値
排出量 (千トン)	2,771	3,128	2,771
リサイクル率 (%)	52.1	61.2	53.0
最終処分量 (千トン)	63	97	63

② 目標値

- ・排出量及び最終処分量は、国の基本方針の削減目標と合わせた目標値とする。
- ・リサイクル率は、令和５年度実績が全国と比較して十分上回っていることから、予測値を目標とする。

区分	令和５年度 実績値	令和１２年度 予測値	令和１２年度 目標値
排出量（千トン）	3,128	3,216	3,159
リサイクル率（％）	61.2	61.8	61.8
最終処分量（千トン）	97	101	87

【参考】国の基本方針

産業廃棄物	令和４年度 全国実績値	国の基本方針 (令和１２年度目標)	削減目標 (％)
排出量（千トン）	約 370,000	約 374,000	1％
最終処分量（千トン）	約 8,700	約 7,800	▲10％

※令和５年度全国実績は公表されていない

第4章 施策の展開

- 目標達成に向け「まなぶ」「つながる」「ささえる」を3つの柱とし、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標である「SDGs」を取り入れた施策を展開
- ・まなぶ……県民一人ひとりが循環型社会の必要性を理解することで、ライフスタイルの変革を促す
 - ・つながる……「モノ」と「モノ」がつながり、「県民」「排出事業者」「廃棄物処理業者」「市町」「県」の取組がそれぞれつながっていくことで、地域の特性や循環資源の性質に応じた循環型社会の形成を推進する
 - ・ささえる……廃棄物処理を取り巻く状況が変化する中、関係機関が互いに支え合うことで廃棄物の適正処理を更に推進する
- 再資源化事業等高度化法、プラスチック資源循環促進法、太陽光パネルのリサイクルに係る法律など、新たな動きを踏まえた施策を展開

I まなぶ

- ・・・県民一人ひとりが循環型社会の必要性を理解することで、ライフスタイルの変革を促すための施策

[主に関連するSDGsの目標]

【施策①】 県民運動の推進 ・3R推進月間、食品ロス削減月間（10/1～10/31） ・海ごみゼロウィーク（5/30～6/8） ・環境月間（6/1～6/30） ・不法投棄防止対策月間を設け、集中的な取組の実施 ・プラスマ Life さが（Plastic Smart life さが）の推進 ※プラスマ Life さが（Plastic Smart life さが）とは 全ての県民がプラスチックごみ問題に対する理解を深め、 主体的にプラスチックごみ削減に取り組んでいくことを 目指す県民運動	  
【施策②】 プラスチックごみ削減の推進 ・県民のプラスチックごみ問題に対する理解を深めるため、世界海洋プラスチックプランニングセンター【愛称:PLA PLA(プラプラ)】や「森川海人プロジェクト」と連携した県民運動「プラスマ Life さが」の展開 ・プラスチックごみ削減の取組をしている店舗・事業所を「チームプラスマさが」として登録 ・事業者、県民、行政が一体となって、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減等をより一層促進	  

【施策③】 資源ロス削減の推進 ・食品ロスの削減等に協力・貢献する取組を行う店舗を「九州食べきり協力店」等として登録 ・フードバンク活動の普及、促進 ・食品の買いすぎ・作りすぎの防止や生ごみ水切りなど食品廃棄物の発生抑制に向けた取組を市町と連携	  
【施策④】 環境副読本の作成 ・次の世代を担う子どもたちの環境意識の醸成と佐賀県の自然環境への理解を深めるために、環境副読本「わたしたちの環境」を小学生対象に提供	  
【施策⑤】 環境学習の充実 ・佐賀県産業資源循環協会による出前講座を支援 ・「クリーンパークさが」における廃棄物処理に関する啓発・学習を支援 ・副読本を利用した出前講座の実施	  
【施策⑥】 九州まちの修理屋さんの紹介 ・廃棄物となることをできるだけ抑制するため、ものの修理を推奨し、県内の修理店を「まちの修理屋さん」として紹介	  
【施策⑦】 海岸漂着物対策 ・佐賀の豊かな「森・川・海」を人が未来につなぐ「森川海人プロジェクト」との連携 ・佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理や発生抑制に向けた活動等を展開 ・「世界海洋プラスチックプランニングセンターを整備し、海洋プラスチックに関する情報発信や佐賀の豊かな自然環境を活かしたリアルな体験提供により、学びを深め、一人一人の行動変容を促すことによる、海洋プラスチック問題の解決に向けた取組 ・「波戸岬ビーチクリーンアップ」などの海岸清掃の推進	  
【施策⑧】 マニフェスト制度の推進 ・排出事業者、産業廃棄物処理業者に対する研修会の開催、Q & A集の作成等による周知の徹底 ・事務処理が効率化され、データの透明性が確保される電子マニフェスト制度の普及の促進 ・設備導入に関する初期費用の補助など電子マニフェストの導入を支援	  

2 つながる

- ・・・「モノ」と「モノ」がつながり、「県民」「排出事業者」「廃棄物処理業者」「市町」「県」の取組がそれぞれつながっていくことで、地域の特性や循環資源の性質に応じた循環型社会の形成を推進するための施策

[主に関連するSDGsの目標]

〔施策①〕 佐賀県認定リサイクル製品認定制度の普及促進 ・佐賀県認定リサイクル製品認定制度を通じて、リサイクル製品の普及、リサイクル産業を育成 ※佐賀県認定リサイクル製品認定制度とは 廃棄物を利用したリサイクル製品について、県がその品質等を認定する制度 ・公共事業等における佐賀県認定リサイクル製品の優先的な使用の推進 ・県民や事業者に対して、佐賀県認定リサイクル製品の安全性等の確認、使用の促進（製品周知等）	  
〔施策②〕 グリーン購入の推進 ・環境への負荷が少ない商品を優先して購入するグリーン購入の推進 ・環境物品等の調達について、毎年策定する方針に基づき、計画的・総合的に推進	  
〔施策③〕 廃棄物系バイオマスの利活用 ・木質チップボイラーなど木質バイオマスをエネルギー源として利用する取組の技術的支援 ・下水道汚泥を肥料の原料や建設資材等に活用する取組の技術的支援 ・食品製造業者等から排出される食品廃棄物の堆肥化、飼料化、メタン化等を進め、食品廃棄物を循環資源として利活用できる取組の技術的支援 ・食品廃棄物の再生利用事業者の技術的支援 ・廃食用油の高品位燃料化の取組の技術的援助	  
〔施策④〕 エネルギー・熱回収等の推進 ・高効率発電を備えた可燃ごみ処理施設の導入の技術的支援 ・下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点とし、下水汚泥を肥料、固形燃料、バイオガス発電等に活用する取組の技術的支援	  

・下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率が向上する取組の技術的支援 ・廃棄物発電等の熱回収や生ごみ等からのメタン回収等の導入の技術的支援 ・廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及等による廃棄物エネルギーの効率的な回収の技術的支援 ・廃棄物エネルギーの効率的な回収に資する技術開発の技術的支援 ・収集運搬から最終処分までの一連の廃棄物処理システム全体の低炭素化の技術的支援	
〔施策⑤〕 優良なりサイクル産業への支援 ・産業廃棄物税を活用し、優良なりサイクル業者、認定リサイクル製品製造業者、産業廃棄物処理業者を支援 ※産業廃棄物税使途事業 ・産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業 県内の産業廃棄物排出事業者等が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを推進するための施設整備に要する経費の一部を補助 ・リサイクル産業育成支援事業 県内の産業廃棄物処理業者等が行う、産業廃棄物を処理・加工してリサイクルする施設の新設、増設、更新に要する経費の一部を補助 ・優良資源化施設の認証登録制度の推進 資源化施設での物質収支に応じ、優良な施設を県のホームページで公表するなどの認証登録制度	  
〔施策⑥〕 市町が行う廃棄物の減量化・リサイクルの取組への技術的援助 ・市町職員を対象とした研修会等の開催 ・一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の普及促進 ・一般廃棄物の組成調査等の実施を促進し、各市町に適したごみ減量化・資源化の調査研究	  

〔施策⑦〕 排出事業者が行う廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組への支援 ・多量排出事業者への立入調査、減量化・リサイクルの促進 ・多量排出事業者の処理計画やその実施状況報告をインターネットにより公表 ・減量化・リサイクル技術の最新動を踏まえた研修会等の開催 ・市町及び一部事務組合の分別収集計画の策定支援	  
〔施策⑧〕 県内ごみ処理広域化の推進 ・佐賀県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 2 月策定）の必要に応じた見直し （見直しの視点）災害時の広域的な協力体制の確保やエネルギーセンターとしての活用等、地域の社会インフラとしての機能を持つ廃棄物処理施設の整備 など ・市町や一部事務組合に対し、処理施設の整備や維持管理について、必要な情報提供や助言・指導	  
〔施策⑨〕 県外産業廃棄物の県内搬入の規制 ・県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議の徹底や環境保全協力金制度の導入により、県外産業廃棄物の県内搬入を規制	  
〔施策⑩〕 災害廃棄物の迅速な処理の推進 ・市町、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者、国、県など災害廃棄物の処理に関係する団体の「顔の見える関係」の構築 ・市町職員を対象とした災害廃棄物研修会の実施	  
〔施策⑪〕 DX の技術的活用の推進 ・AI や IoT を活用した産業廃棄物処理の最新技術に関する情報提供等の支援	  

3 ささえる

- ・・・廃棄物処理を取り巻く状況が変化中、関係機関が互いに支え合うことで廃棄物の適正処理を更に推進するための施策

[主に関連するSDGsの目標]

【施策①】 一般廃棄物の適正処理への支援 ・焼却施設、最終処分場等の新規整備事業を行う市町に対し、ごみ処理広域化に関する技術的援助 ・廃棄物処理施設、し尿処理施設の長寿命化・延命化に向けた取組に対する技術的援助 ※国の循環型社会形成推進交付金制度等を活用し、循環型社会形成推進地域計画に基づく施設整備の支援 ・県民へのリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵製品の適正な分別排出に関する広報 ・市町、CSO、廃棄物処理業者が連携して取り組む不法投棄防止対策事業への支援	  
【施策②】 産業廃棄物の適正処理への支援 ・産業廃棄物処理施設の整備等について、法令等に基づく助言・指導 ・焼却施設、最終処分場等の構造面の安全性確保のための定期検査の実施 ・リサイクル関連法との整合を図った上で、効率的な立地等に配慮しつつ、民間による中間処理施設整備の促進 ・研修会の開催などにより優良産廃処理業者認定制度の周知 ・廃棄物処理施設設置に係る適正な手続きの指導 ・公共関与型廃棄物処理施設「クリーンパークさが」の円滑な運営を支援 ・県がデザインしたPR用の優良認定マークを優良認定産廃処理業者が使用することにより、排出事業者に優良認定産廃処理業者の優先選択を促し、適正処理を推進 ・太陽光パネルのリサイクル施設整備への補助 ・プラスチック資源循環促進法を踏まえた、プラスチック使用製品産業廃棄物等の適正処理の助言・指導 ・再資源化事業等の高度化のための各主体の連携・協働に資する調整を実施	  
【施策③】 廃棄物処理施設等の監視指導 ・不法投棄対策のため市町等による監視カメラ等の設置を支援 ・ヘリコプターやドローンによる上空からの廃棄物処理施設等の監視（スカイパトロール） ・ボランティアによる廃棄物監視員（200名）の設置	  

・廃棄物110番（フリーダイヤル）の設置 ・警察官OBによる廃棄物機動監視員の配置 ・廃棄物最終処分場の水質モニタリング結果の公表 ・有害使用済み機器に係る制度の着実な執行を通じ、適正な処理やリサイクルを推進	
【施策④】水銀廃棄物、石綿（アスベスト）廃棄物、リチウムイオン電池等の適正処理 ・廃水銀等に係る長期的な管理、水銀使用製品廃棄物の適切な回収について徹底した周知 ・水銀使用製品廃棄物の適切な回収について、市町や事業者を支援 ・建築物の解体工事や吹付石綿の除去工事に伴って排出される石綿含有産業廃棄物、廃石綿等の処理について、分別解体等の徹底を立入指導 ・リチウムイオン電池等の適正処理に関する市町への情報提供や研修会の実施 ・水質汚濁・大気汚染・土壌汚染などの防止対策との連携	  
【施策⑤】PCB廃棄物の期限内処理の促進 ・佐賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成29年3月改正）に基づく期限内処理（令和9年3月）の支援 ・PCB廃棄物を保管する事業者に対し、適正保管を確認するための立入監視の実施	  
【施策⑥】農業用廃プラスチックの適正処理の推進 ・チラシ等により、リサイクルを基本とした適正処理を推進	  
【施策⑦】離島における円滑な廃棄物処理の推進 ・離島における一般廃棄物の円滑な処理のための技術的援助、国への政策提案を実施	  
【施策⑧】高齢社会に対応した廃棄物の処理 ・使用済紙おむつの適正処分の周知及び再生利用を検討する市町への技術的援助 ・高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むため、ごみ出しが困難な状況にある世帯への支援を検討する市町への技術的援助	  
【施策⑨】災害廃棄物の適正処理 ・市町による実効性のある災害廃棄物処理計画の状況に応じた	  

改訂の支援 ・近隣県、関係団体等との協力体制を整備するなど広域的な連携・協力体制を確保 ・域圏ごとの市町間の協力体制への支援 ・市町職員を対象とした災害廃棄物研修会の実施 ・災害発生時の被災市町の求めに応じた支援を実施 ・仮置き場の災害廃棄物の減量化に向けた取組の支援 ・佐賀県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月策定）の必要に応じた見直し ・県内の産業廃棄物処理施設の位置、処理能力、協力支援体制等の情報を収集し、適切に周知	
〔施策⑩〕 新型インフルエンザ等の感染症流行時の廃棄物の適正処理 ・廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン等に基づく事業継続計画改訂等の支援 ・感染症流行時においても廃棄物が適正に処理されるための体制確保の支援	
〔施策⑪〕 排出事業者における廃棄物管理体制の構築の推進 ・多量排出事業者該当しない排出事業者においても、廃棄物管理責任者または管理部署の設置を推奨	
〔施策⑫〕 情報公開の推進 ・産業廃棄物処理業者の許可状況や行政処分等の情報を速やかに県のホームページで公表 ・優良産廃処理業者の情報をデータベース化し、県のホームページで公表	
〔施策⑬〕 産業廃棄物税を活用した 3 R の推進 ・税収を活用して、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクル・リユースの促進 ・佐賀県産業廃棄物税の課税効果を検証	

第5章 計画の推進

県民、事業者、廃棄物処理業者、市町及び県が、それぞれの役割に応じて、相互に連携協力しながら計画を推進

I 関係者の役割

関係者	役割
県民	・循環型社会の形成に向けたライフスタイルの実践（繰り返し使用できる製品等の選択、修理やメンテナンスによる製品の長期間使用、食品ロス削減等） ・市町のごみ出しルールや集団回収への協力
事業者（排出者）	・排出者負担の原則に基づく廃棄物の適正処理 ・拡大生産者責任の原則を意識した製品の製造（容器包装の減量、再生利用が容易な製品の製造、再生原材料の利用） ・廃棄物の減量化及びリサイクルの推進
廃棄物処理業者	・廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進 ・廃棄物処理施設設置に係る適正な手続きの実施 ・廃棄物処理施設の情報公開の推進
市町	・一般廃棄物の適正処理 ・一般廃棄物の減量化及びリサイクルの推進 ・廃棄物処理施設の設置に関する意見の提出（地元住民の様々な意見を集約し判断）
県	・廃棄物の処理状況の把握 ・循環型社会の形成に向けた取組の推進及び関係者への助言、啓発、調整等 ・廃棄物最終処分場の水質モニタリングの実施及び公表 ・適正処理のための指導監督 ・公共関与で整備した「クリーンパークさが」への支援 ・「プラスマ Life さが」を通じたプラスチックごみ削減の普及啓発

※拡大生産者責任：製品が使用され、廃棄された後においても、その生産者が当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

2 進行管理

- 県及び市町が実施主体と同時に調整役となって、目標の達成状況等を定期的に把握、評価、検討し、施策の見直しを図りながら進行管理します。
- 各主体の取組や目標の達成状況等の実態把握については、
 - ・ 一般廃棄物は、市町が策定する一般廃棄物処理計画や、県が毎年度実施している一般廃棄物処理事業実態調査
 - ・ 産業廃棄物は、事業者や処理業者から毎年度報告される多量排出事業者の産業廃棄物処理計画・実施状況報告や産業廃棄物処分実績報告などをもとに行います。
- 進行管理に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行・施策の実施、Check：点検・評価、Act：改善・見直し）の考え方にに基づき、継続的に改善を図っていきます。